

# 令和2年度当初予算 予算要求シート

事業区分： その他一般    マスタープラン： 3つの挑戦 / 低炭素    施策番号 5-2    局・課名： 環境局・環境共生課

事業名	大気汚染監視事業	事業費(千円)	平成30年度決算額	令和元年度予算額	令和2年度要求額	
			66,839	72,992	74,018	
<b>事業概要</b>  <b>【目的】</b> 大気汚染防止法第22条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、大気汚染物質を常時監視測定することにより、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るとともに、汚染状況を把握することにより大気保全施策に資することを目的とする。  <b>【内容】</b> ・大気汚染の常時監視は法定受託事務であり、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準」等を遵守して行う。 ・環境基準が設定されている測定項目を重点的に、自動測定装置による測定と分析委託による濃度測定を行う。 ・大気汚染緊急時(光化学スモッグ)の措置に逐次対応するために、環境大気テレメータシステム(環境大気テレメ)の運用を行う。 ・測定精度維持のため保守点検を委託し、老朽化機器を更新する。 ・堺市独自の分析機関を所有していないことから、有害大気汚染物質の分析や微小粒子状物質の成分分析等を外部委託する。 ・関連事業として、大規模排水事業所(10事業所)の水質汚濁物質排出量の監視、大規模排出ガス事業所(15事業所)の排出ガス濃度等の常時監視を行う発生源テレメータシステム(発生源テレメ)の保守を行っている。  <b>【今年度要求のポイント】</b> ・光化学スモッグ予報等の発令・解除時においては、関係施設への情報伝達手段の一つとしてFAXを使用しているが、送信完了までに時間を要していることから、一斉同時送信が可能な「インターネットFAX」を導入し、情報伝達の迅速化を図る。 ・大気汚染測定局は適切な温湿度管理が求められることから空調機の設置は必須である。これらの空調機のうち、設置後10年を経過したものについて更新を行う。	<b>債務負担行為</b>	期間	要求額(千円)			
	R ~ R					
	<b>主要要求内容</b> (単位:千円)					
	項目	元年度予算	2年度要求額	内容・積算等		
	大気常時監視業務	47,571	46,076	消耗品費、修繕料、委託料、他		
	大気汚染物質調査業務	21,008	20,540	各種調査委託料等		
	環境テレメータ業務	4,205	7,246	各種業務委託料等		
	会議・研修会等	208	156	旅費、負担金、他		
	合計	72,992	74,018			
	<b>スケジュール(経過及び今後展開)</b>					
<b>【経過(～元年度)】</b>		<b>【2年度】</b>		<b>【今後予定(3年度～)】</b>		
・H25 環境大気テレメ更新 ・H28 金岡局移設 ・H29 ガス検知器・空調機更新 ・H30 空調機更新 ・R1 発生源テレメ・空調機更新		・光化学スモッグ予報等発令・解除時の情報伝達手段としてインターネットFAXを導入 ・空調機の更新		・環境大気テレメ更新		
<b>その他 特記事項</b>						
関連事業：						